

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について

1 趣 旨

職業経験、技能、知識等から、安定した職業に就くことが著しく困難な者を試行的に雇い入れた事業主に支給する試行雇用奨励金について、30歳代前半層において、試行雇用による安定した雇用への移行が適切と認められる者が増加していることを踏まえ、同奨励金の対象となる求職者の年齢要件の見直しを図るため、雇用保険法施行規則の改正を行うもの。

2 改正の概要

試行雇用奨励金の対象となる求職者の年齢区分等のうち、「30歳未満の者」を「35歳未満の者」とする。

3 施行期日

平成16年10月1日